附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一　航空法施行規則第五十四条及び第二十号様式の改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第十条の規定　公布の日

二　航空法施行規則第百六十四条の八から第百六十四条の十までの改正規定　令和七年六月三十日

三　航空法施行規則第五条の六及び別表第三の改正規定並びに附則第四条から第九条まで及び第十一条から第十三条までの規定　令和八年四月一日

（経過措置）

第二条　前条第一号に掲げる規定の施行の際現にこの省令による改正前の航空法施行規則（次条において「旧規則」という。）第五十四条第三号イの規定により航空機の型式についての限定をされている一等航空運航整備士の資格についての技能証明を受けている者は、当該限定をされていないものとみなす。

第三条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に交付されている旧規則第二十号様式による技能証明書（限定事項関係に限る。以下この条において同じ。）は、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第二十号様式による技能証明書とみなす。

第四条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士（以下「一等航空運航整備士等」という。）の資格についての技能証明を受けている者についての当該資格に係る業務範囲については、新規則第五条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に一等航空運航整備士等の資格についての技能証明に係る実地試験に合格した者が、同号に掲げる規定の施行の日（附則第七条、第十条及び第十二条において「第三号施行日」という。）以後に一等航空運航整備士等の資格についての技能証明を受ける場合の当該資格に係る業務範囲については、新規則第五条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　国土交通大臣は、前項の場合にあっては、当該業務範囲についてなお従前の例による旨を記載した技能証明書を交付するものとする。

第六条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に指定航空従事者養成施設の課程（一等航空運航整備士等の資格に係るものに限る。次条において同じ。）を修了している者に係る実地試験（一等航空運航整備士等の資格に係るものに限る。次条及び附則第八条において同じ。）については、新規則別表第三の規定にかかわらず、当該指定航空従事者養成施設の課程を修了した日から一年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

第七条　令和八年三月三十一日において現に指定航空従事者養成施設の課程に属する者が、第三号施行日から起算して二年を経過するまでの間に当該課程を修了して一等航空運航整備士等の資格についての技能証明を申請する場合の当該技能証明に係る実地試験については、新規則別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八条　附則第五条の規定は、前二条の規定による実地試験に合格した者又は航空法第二十九条第四項の規定により当該実地試験を免除された者が一等航空運航整備士等の資格についての技能証明を受ける場合について準用する。

第九条　附則第四条又は第五条第一項（前条の規定により準用する場合を含む。）の規定により一等航空運航整備士等の資格に係る業務範囲についてなお従前の例によることとされた者（附則第十二条及び第十三条第一項において「旧資格者」という。）が、指定航空従事者養成施設の課程であって国土交通大臣の承認を受けたものを修了し、その修了証明書の交付を受けた場合には、当該資格に係る業務範囲については、新規則第五条の六の規定の施行後の当該資格に係る業務範囲とする。

2　前項の規定により一等航空運航整備士等の資格に係る業務範囲を新規則第五条の六の規定の施行後の当該資格に係る業務範囲とされた者は、航空業務を行う場合には、従前の技能証明書に加えて同項の修了証明書を携帯しなければならない。

第十条　前条第一項の規定による承認の手続は、第三号施行日前においても行うことができる。

第十一条　附則第九条第一項の規定により一等航空運航整備士等の資格に係る業務範囲について新規則第五条の六の規定の施行後の当該資格に係る業務範囲とされた者は、国土交通大臣に申請し、一等航空運航整備士等の資格に係る技能証明書の再交付を受けることができる。

2　航空法施行規則第七十一条及び第七十二条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、前項の場合について準用する。

3　第一項の規定により技能証明書の再交付を受けた者については、附則第九条第二項の規定は、適用しない。

第十二条　旧資格者（附則第九条第一項の規定により修了証明書の交付を受けた者を除く。次条第一項において同じ。）が第三号施行日以後に一等航空運航整備士等の資格についての技能証明を申請した場合の当該申請に係る試験については、航空法施行規則第四十九条の規定を準用する。

第十三条　旧資格者に対して、航空法施行規則第七十一条第三項の規定により技能証明書を再交付する場合の当該資格に係る業務範囲については、新規則第五条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　附則第五条第二項の規定は、前項の場合について準用する。